

【アメリカ】2017年女性、平和及び安全保障法

専門調査員 海外立法情報調査室主任 廣瀬 淳子

* 2000年10月31日に、国際連合の安全保障理事会は、女性・平和・安全保障に関する安全保障理事会決議第1325号を採択した。この決議を履行するため、各加盟国では行動計画が策定されている。アメリカでは2017年10月にこの取組を具体化する法律が成立した。

1 国連安保理決議 1325

女性・平和・安全保障に関する国際連合の安全保障理事会決議1325号¹は、女性と平和、安全保障を関連づけた初の安全保障理事会決議とされている²。紛争等でとりわけ不利な影響を受けるのは圧倒的に女性と子供であることから、紛争予防や解決、平和構築の各段階と、平和と安全の維持、促進のあらゆる取組における女性の平等な参加が重要であり、これらの意思決定における女性の役割を拡大する必要性を強調している。

また、安全保障理事会は、加盟国に対して、紛争の予防から解決など、あらゆる意思決定レベルに女性の参加拡大を確保することを促すとしている。事務総長に対しては、女性の参加を促進するために、決議に列挙された措置を取ることを求めている。

この決議に対応して、我が国を含む加盟各国で具体的な行動計画が作成されている³。

2 立法化の経緯

国連決議を受けて、2011年12月に女性、平和、及び安全保障に関する国家計画が公表された。オバマ（Barack Obama）大統領は、同月に国家計画を規定する行政命令第13595号⁴を発令した。国家計画は、2016年6月に改訂された⁵。

これらの取組を立法化する法案は、112議会（2011-12年）から毎議会期両院に提出されてきた。114議会（2015-16年）の2016年11月には、2016年女性、平和及び安全保障法案（H.R.5332）が下院のみ通過した。115議会（2017-18年）に提出された法案（S.1141）は、アメリカ合衆国として、暴力的な紛争の防止、緩和又は解決のために、仲裁や交渉過程に女性の意義ある参加を促進することを確保することを目的とする⁶もので、「2017年女性、平和及び安全保障法」（Women, Peace, and Security Act of 2017, P.L.115-68）⁷として、2017年10月6日に成立した。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年7月13日である。

¹ “Resolution 1325 (2000).” <http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=S/RES/1325%282000%29>; 和訳は、国連広報センター「安全保障理事会決議1325（2000）」<http://www.unic.or.jp/files/s_res_1325.pdf>

² 外務省「女性・平和・安全保障（WPS）に関する安保理決議と「行動計画」」2014年6月。<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000023403.pdf>>

³ 日本における行動計画は、「女性・平和・安全保障に関する行動計画」。外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101797.pdf>>

⁴ Executive Order 13595 of December 19, 2011, “Instituting a National Action Plan On Women, Peace, And Security,” *Federal Register*, Vol.76, No.247, December 23, 2011, pp.80205-80207. <<https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2011-12-23/pdf/2011-33089.pdf>>

⁵ “The United States National Action Plan on Women, Peace, and Security,” June 2016. <<https://www.usaid.gov/sites/default/files/documents/1868/National%20Action%20Plan%20on%20Women%2C%20Peace%2C%20and%20Security.pdf>>

⁶ *Women, Peace, and Security Act of 2017, Senate Report 115-93*, June 8, 2017, p.1. <<https://www.congress.gov/115/crpt/srpt93/CRPT-115srpt93.pdf>>

⁷ Women, Peace, and Security Act of 2017. <<https://www.congress.gov/115/plaws/publ68/PLAW-115publ68.pdf>>

これまでの行政命令に基づく行動計画に従った取組から、法律に基づく取組となったことで、行政命令を根拠とするよりは、政権の交代により政策変更がされにくくなることが予想される。また、大統領や政府の戦略策定等が法定されたことから、女性の参加が実質的に促進され、世界の安全保障の推進に貢献することも期待されている。

3 2017年女性、平和及び安全保障法の概要

全9条からなる同法の概要は、次のとおりである。

(1) 認定（第2条）

世界中で、紛争予防や解決、紛争後の平和構築において、女性が過少代表にとどまっていることや、その一方で、女性がこれまでこれらの分野で顕著な成功を収めてきたこと等を、連邦議会として認定した。

(2) 連邦議会の意思（第3条）

紛争予防や解決への女性の意義ある参加は、より包括的で、民主的な社会の促進に役立ち、国や地域の長期的な安定に決定的に重要であること、また、アメリカ合衆国が紛争予防等の努力において、女性の意義ある参加を推進する世界的なリーダーでなければならないことは、連邦議会の意思であるとした。

(3) 政策の表明（第4条）

具体的に列挙された各種の外交的努力やプログラムにより強化された、海外における紛争の予防、管理や解決、紛争後の救済や復興の努力のあらゆる側面への、女性の意義ある参加を促進することが、アメリカ合衆国の政策であるとした。

(4) 戦略（第5条）

この法律が制定されてから1年以内に、またその4年後に、大統領は、第4条で表明された政策目的を具体的にどのように実行していくのかについて、「女性・平和・安全保障戦略」を策定し、連邦議会に提出しなければならないとし、この戦略に盛り込む内容が詳細に規定された。また、大統領が、平和構築等に関わる女性に対して、技術的支援や研修等を実施すべきことが、連邦議会の意思として表明された。

(5) 研修（第6条）

国務長官、国際開発庁長官及び国防長官が、紛争予防及び平和構築における女性の参加に関する研修を関連する人員に確実に受けさせなければならないことと、研修の内容が規定された。

(6) 協議及び協力（第7条）

国務長官と国際開発庁長官が、女性の安全保障及び平和構築の分野における参加について、海外にいるアメリカの担当者が適切な関係者と協議するよう、ガイドラインを策定するか、あるいは、他の手段を講じなければならないとした。

また、国際的な平和維持活動において、女性の意義ある参加を促進するために、国務長官に対して、国際機関や国、地方の組織と協力しなければならないとした。

(7) 連邦議会への報告（第8条）

第5条に規定する戦略の提出後2年以内に、大統領は、同戦略の実施の概要等に関する報告書を連邦議会に提出しなければならないとした。